

さえきあい

これから本番!! 湯来地区福祉のまちづくりが策定されました!



湯来地区は、佐伯区の中で最も広い地域で、3つの小学校があり、面積は佐伯区の7割超を占めています。その湯来地区で、地区社会福祉協議会、4つの連合町内会、2つの民生委員児童委員協議会、地域包括支援センターから代表者が集まり、これからの湯来地区の福祉のまちづくりについて話し合い、福祉のまちづくりプラン(※以下、プラン)を策定されました。

プラン策定について、湯来地区社会福祉協議会の品川会長にお話を伺いました。

Q プラン策定にあたり特に考慮された点、力を入られた点は何ですか?

A 当地区は、4つの連合町内会があり、その中の2連合町内会は、すでに60%を超える高齢化率になり、広島市の中でも少子高齢化のトップグループです。こうした中で5年後、10年後には一人住みの世帯はますます増加することが予想されます。

2次プランは、「自分たちのまちは、自分たちで創り、守る」を基本として、
○温もりのある ○生活しやすい ○安全で安心して暮らせる まちづくりを目指し、作成しました。

Q プラン策定後の取り組みについて、抱負を聞かせてください。

A これから本番だと思います。すみやかに全戸に冊子の配布を行い、各種会合においてお知らせしながら、初期目標とした項目について、出来るところから取り組みを開始します。

また、四半期に1回、作成時のメンバーをはじめ、その他の団体の代表者にも話し合いの輪に入ってもらい、プランの進行管理を含め情報交換を実施し、実のあるものにしていきたいと思っています。

- 福祉のまちづくりプランとは、こんなまちにしたい、こんなまちに住みたいといった思いを、わかりやすい文章としてまとめ、実現に向けて取り組んでいくための手引書となるものです。
- 佐伯区では現在、楽々園学区で福祉のまちづくりプラン(第2次)策定に取り組まれています。



令和5年度 佐伯区社会福祉協議会 賛助会員を募集しています!

佐伯区社会福祉協議会では、「すべての人に居場所や役割があり、多様性を認め合い、支え合いのあるまちをつくる」をスローガンに、高齢者・障がい者・児童等が安心して暮らせる「福祉のまちづくり」に取り組んでいます。

本会は、こうした趣旨にご賛同いただき、「賛助会員」としてご支援くださる方を募集しています。地域の皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

賛助会員のお申し込みは、本会窓口にお越しいただくか、振込(郵便局)の二つの方法がございます。振込をご希望の方は、お手数ですが本会までご連絡くださいますようお願いいたします。

※現金でお振込みいただく場合は、手数料が発生しますので、ご承知おきください。

- 賛助会費**
- 個人1口/1,000円(年会費)
 - 団体1口/5,000円(年会費)
- 問い合わせ**
- 佐伯区社会福祉協議会(佐伯区役所別館5階)
 - 電話082-921-3113

ご協力ありがとうございました。
令和5年1月4日～令和5年3月31日の期間で、次の方々から賛助会員のお申込みをいただきました。

個人(32名/55口)	沖田 宏之	小山 廣道	三上 達己	平林 勝恵	大原 武久	北村 達也	中野ちずみ	山本 幸江
	石田 教子	藤田 和子	佐伯 和明	大石 玉子	稲田 亨	五島嘉津也	宮田 明典	菅野 典子
小澤 文恵	伊藤 元三	佐野美奈子	属 恵未	神本 久美	三上恵利子	窪田 亜希	長谷川智佳	岩佐 裕子
北林 幹生	河野 眞二	石田 弘江	得能 捷昭	匿名(2名)				平岡 康信

(敬称略、順不同)

愛の灯 寄附は地域だけではなく、あなたの心も豊かに



主な寄附金の使途について

お寄せいただきましたご寄附は、下記の佐伯区の事業のために、大切に使用させていただきます

- ・地区社協活動の助成
- ・ボランティア講座の開催
- ・障がい児者等の当事者間交流支援 など

寄附金の税制上の取り扱いについて

社会福祉法人への寄附金は、税制優遇措置の対象となります。

- ・個人の場合は、「所得控除・税額控除」、「住民税税額控除」ができます。
- ・法人の場合は、「法人税上の損金算入」ができます。

心温まるご寄附をありがとうございました ※令和5年1月4日～令和5年3月31日

香典返礼 ○(故人) 齋藤 ミネ子(湯来町) ○(故人) 吉川 壽々香(楽々園)

一般寄付 ○広島友の会 宮島方面(藤垂園) ○匿名(2名) (敬称略、順不同)

◆ 問合せ先 ◆ 佐伯区社会福祉協議会(佐伯区役所別館5階) 電話082-921-3113

令和4年度 赤い羽根 共同募金のお礼

ご協力ありがとうございました。

令和4年度の赤い羽根共同募金運動につきましては、多くの方々から温かいご支援を賜り、11,507,491円(令和5年3月31日現在)の募金が集まりました。

今年度も佐伯区は目標額を達成いたしました。

皆様からお寄せいただきました募金は、「高齢者や子育て中の保護者のふれあい・いきいきサロン活動」「気掛かりな人への見守り活動」「まごころ弁当」「地域のボランティア活動」などの推進に活用させていただきます。

皆様方のご理解、ご協力に対して、深く感謝申し上げます。

社会福祉法人 広島市社会福祉協議会 佐伯区事務所 事業計画・収支予算

重点事業

I 福祉のまちづくりを進める活動を推進します

地区社協が実施主体として推進している「新・福祉のまちづくり総合推進事業」の「近隣ミニネットワークづくり推進事業」、「ふれあいいきいきサロン設置推進事業」、「地区ボランティアバンク活動推進事業」を継続して支援します。

「福祉のまちづくりプラン」の策定支援、「地区社協活動拠点の整備・活用促進」等、地区社協の活動体制の強化を進めていきます。

「近隣ミニネットワークづくり推進事業」では、「高齢者地域支え合い事業」や「避難行動要支援者避難支援事業」と連携した見守り活動の推進を支援します。

「介護予防・日常生活支援総合事業」では、生活支援コーディネーターを中心に、サロン活動や住民主体型生活支援訪問サービスなどの、住み慣れた地域での支え合いの活動がより広がるよう取組を進めていきます。



II 多様な市民活動を応援します

区ボランティアセンターが、区民のボランティア活動の推進拠点となるようボランティアグループ・地区社協の地区ボランティアバンク等と連携して、ボランティア相談の受付、活動調整、各種ボランティア講座の開催などに取り組み、区民のボランティア活動への参加を促進します。

また、過去の災害における被災者支援活動の経験を通じ、災害ボランティア活動において、様々な団体と協働していくため、平常時からのつながりづくりを進めていきます。



III 一人ひとりの暮らしを受け止め、つなぎ、ささえます

「総合相談員」を中心に総合的な相談支援の機能強化を図り、当事者に寄り添い、生活のしづらさを共有しつつ、課題の解決に向けて個別に支援します。

また、福祉サービス利用援助事業「かけはし」及び成年後見事業「こうけん」の推進を図り、認知症高齢者や知的障害者・精神障害者等が地域で安心して生活できるよう相談支援を行います。

また、生活困窮者の相談窓口である「くらしサポートセンター」と連携し、生活困窮者の自立に向けた相談支援を行います。



IV 組織・財政の充実強化を図ります

区社協独自の取組を推進していくため、賛助会費や寄附金の確保に努めます

広島市社協との法人統合による事務の効率化をさらに推進し、地域支援の充実を図る体制づくりに努めます。区社協事業の「見える化」に向けての取組について、広報紙「ささえあい」、ホームページ、SNSなどの広報媒体や佐伯区ボランティアセンターマスコットキャラクター（サエキーズ）を活用し、情報発信力を高めます。

子どもも大人も…

広島市民の福祉学習を、社会福祉協議会が応援します

体験! 発見!! ほっとけん!!!

「やさしさ発見プログラム事業」をご利用ください



「やさしさ発見プログラム事業」は、利用される団体の、学びたい内容に応じた福祉活動体験プログラムを通じて、様々な方が福祉を学び、体験・共感する機会を創り、一人ひとりの「生きる力」や「福祉の心」を育むことを目的としています。学校だけでなく、地域、企業等、様々な団体に利用することができます。様々な方が福祉を学び、体験共感することから、いろいろな気づきが生まれ、「ほっとけん」気持ちをはぐくみ、行動する。そんな子どもや大人たちでいっぱいになれば誰もが住みやすいまちになることでしょう。

広島市社会福祉協議会では、学習内容の企画のお手伝い、講師・学習協力者の紹介、学習に必要な器材の貸し出し(車いす、アイマスク、点字板、高齢者擬似体験セットなど)、必要経費の助成(講師の謝金、学習協力者の交通費、車いすの運搬費など)を行っています。ご相談の窓口は佐伯区社会福祉協議会です。お気軽にお問い合わせください!



佐伯区地域福祉センターをご利用ください



- ◆ 設置目的 福祉を目的とする交流及び活動の場の提供により、地域における市民の自主的な福祉活動を支援し、地域福祉の増進を図るために設置しているものです。
- ◆ 所在地 広島市佐伯区海老園一丁目4番5号(佐伯区役所別館5階、6階)
- ◆ 開館時間 9時から21時まで
- ◆ 休館日 毎月第3日曜日、8月6日、年末年始(12月29日～翌年1月3日まで)
- ◆ 申込受付 上記の設置目的内の使用は使用日の3か月前から、目的外の使用は使用日の1か月前から申請を受付けます。所定の使用許可申請書を広島市佐伯区社会福祉協議会へ申請してください。使用許可申請書は広島市佐伯区社会福祉協議会ホームページからも入手できます。メール、FAX 又は郵便で申請される場合(設置目的内の使用のみ)は、事前に部屋の空き状況をご確認ください。
- ◆ 使用料 設置目的内の使用は無料ですが、目的外の使用は次のとおり有料となります。



階	室名	収容人数	使用料(3時間まで)	3時間を超える場合	
6	大会議室	3室利用	120人	7,080円	1時間につき2,360円加算
		2室利用	66人~72人	4,720円	1時間につき1,580円加算
		1室利用	30人~36人	2,360円	1時間につき790円加算
5	小会議室	30人	1,380円	1時間につき460円加算	
	ボランティア研修室	30人	1,380円	1時間につき460円加算	

問い合わせ 広島市佐伯区社会福祉協議会(佐伯区役所別館5階) ☎ 082-921-3113

収入の部 合計 199,212 千円

支出の部 合計 199,212 千円

(自:令和5年4月1日 至:令和6年3月31日)

